

平成 19 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 不二精機株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊井 稔
(JASDAQ コード番号 6 4 0 0)
問合せ先
取締役 グループ 経営推進室室長 山本幸司
(TEL 06 - 4306 - 6822)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 8 日開催の当社取締役会において、平成 19 年 3 月 28 日開催予定の第 42 期定時株主総会に、定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第 4 条(公告の方法)に定める公告を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を変更案第 5 条(公告方法)に定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会の決議について、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により、機動的に行うことができるよう、変更案第 26 条第 2 項を新設するものであります。

取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮することができ、また、社外取締役および社外監査役として優位な人材を招聘しやすい環境を整備するため、変更案第 27 条(取締役の責任免除)および変更案第 34 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、変更案第 27 条の新設については、監査役の全員一致による同意を得ております。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 28 日(水)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 28 日(水)

以 上

別 紙

変更内容 (下線部分が改正箇所)

現 行	変 更 後
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、23,720,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2.当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社発行の発行可能株式総数は、23,720,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2.当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p>

現 行	変 更 後
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項、その他本定款にほかの定めのある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>[削除]</p>

現 行	変 更 後
<p>(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>(招集地) 第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. <u>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に<u>ほかの定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の員数)</p>	<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>(招集地) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第16条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. <u>株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に<u>別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の員数)</p>

現 行	変 更 後
<p>第16条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により定める。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損</p>

現 行	変 更 後
<p>(監査役の員数) 第23条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法) 第24条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. (条文省略)</p> <p>(常勤監査役) 第26条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第28条 監査役会の決議は、法令にほかの定めのある場合を除き、監査後の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の員数) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規</p>

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第29条 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第30条 利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の配分(「中間配当」という。)をすることができる。</p> <p>(配当金の徐斥期間)</p> <p>第32条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第36条 当社は、毎年12月31日を基準日として定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行う。</p> <p>(中間配当および基準日)</p> <p>第37条 当社は、毎年6月30日を基準日として取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の徐斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>

以上